

中日本航空専門学校ハラスメント防止に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、中日本航空専門学校（以下「本校」という）におけるハラスメントの防止のための措置、及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置について必要な事項を定めることにより、学生及び職員の個人としての尊厳及び人権を保障するとともに、学生の健全な就学環境及び職員の適切な就業環境を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、学生が当事者であるハラスメントに関する措置等について定めるものであり、学生が当事者でないハラスメントに関する措置等については、本規程の定めによらず、学校法人神野学園ハラスメントの防止に関する規程（以下「学園規程」という）によるものとする。

(本校の責務)

第3条 本校は、ハラスメント防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 本校は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、適切な処置を講じなければならない。

(職員及び学生の責務)

第4条 職員及び学生は、ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

第2章 ハラスメント防止対策

(ハラスメント防止対策委員会の設置)

第5条 本校は、ハラスメント防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応する措置を講じるために、中日本航空専門学校ハラスメント防止対策委員会（以下「学校防止対策委員会」という）を設置する。

(学校防止対策委員会の任務)

第6条 学校防止対策委員会は、次の各号に掲げる事項の任務を行う。

- 一 ハラスメントの防止等に関する研修・啓発活動の企画及び実施
 - 二 ハラスメントに起因する問題の発生に伴う、解決に向けての対応、調査・調停の実施、その結果報告、再発防止に関する事項の審議、提言
 - 三 その他ハラスメント防止に必要な対策
- 2 ハラスメントに起因する問題の当事者に職員が含まれる場合、前項第二号に掲げる事項の対応及び審議等は、学園規程に定める神野学園ハラスメント防止対策委員会（以下「学園防止対策委員会」という）と協議するものとする。

(学校防止対策委員会の組織)

第7条 学校防止対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 部科長会構成員
- 二 その他の本校職員の内から校長が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校防止対策委員会の委員長等の任務)

第8条 学校防止対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は校長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委任を受けたときはその職務を代行する。

第9条 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 ハラスメントの相談窓口

(ハラスメント相談員の配置)

第10条 本校は、ハラスメント等に関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情・相談」という）に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という）を配置する。

- 2 相談員は、本校職員の若干名で構成し、男女比を考慮して一方の性に著しく偏らないようにする。
- 3 相談員は、学園規程に定めるハラスメント相談員を兼ねるものとする。
- 4 相談員の氏名は、適切な方法により学生、職員及び関係者に公開するものとする。

(相談員の任期)

第11条 相談員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じたときの補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情・相談の受付及び処理)

第12条 相談員は、ハラスメントにかかる苦情・相談を受けた場合は、相談者に事後の対応についての助言及び支援を行うとともに、相談者の了解を得たうえで学生部長又は事務局長に、苦情・相談の内容を報告するものとする。ただし、学生部長又は事務局長への報告は、相談者の了解が得られない場合はこの限りではない。

- 2 学生部長又は事務局長は、相談員からの報告を受けた場合は、報告をした相談員とともにその対応について検討し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 学生部長又は事務局長は、前項の検討の結果、自身の対応によって解決できない又は自身で対応することが適切でないと認めた場合は、相談者の了解を得たうえで、事案の概要を学校防止対策委員会に報告する。

第4章 ハラスメントの調査

(ハラスメント調査委員会の設置)

第13条 学校防止対策委員会は前条第3項の報告を受けた場合、当該事案の事実関係を調査するため、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という）を設置する。

(調査委員会の構成)

第14条 調査委員会は、調査委員会を設置した防止対策委員会が指名した次の各号に掲げる3名及至5名で構成する。

- 一 教授又は准教授の教員
- 二 課長職相当の事務職員
- 三 女性の教員又は事務職員

2 前項の指名に当たっては、調査委員会を設置した防止対策委員会の委員及び当事者に関係のある者を除外し、男女構成比等に十分配慮しなければならない。

3 調査委員会を設置した防止対策委員会が必要と認めた場合、学園外の専門家に調査委員を委嘱することができる。

4 調査委員の氏名は公開しない。

(調査委員の任期)

第15条 調査委員会は、原則として調査開始後2ヶ月以内に調査を完了するものとし、調査委員の任期は、調査の終了とともに満了するものとする。

(調査委員会の権限)

第16条 調査委員会は、ハラスメントに関する調査を行うに当たっては、当事者、相談員及び当事者に関係のある者から、公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

2 調査委員会は、その調査結果について、書面をもって調査委員会を設置した防止対策委員会に報告し、再発防止にかかる改善策を検討させるものとする。

第5章 遵守事項

(虚偽申告の禁止)

第17条 職員及び学生は、ハラスメントに関する苦情・相談、調査協力及びその他ハラスメントに関する発言の機会においては、真実を述べ、虚偽の申告をしてはならない。

(プライバシーの保護と守秘義務)

第18条 学校防止対策委員会の委員、相談員、調査委員及びその他ハラスメントに起因する問題の調査等に関わる者は、職務の遂行にあたって当事者のプライバシーの保護に配慮するとともに、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 学校及び職員は、ハラスメントに関する苦情・相談、調査協力及びハラスメントに関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって報復行為及び不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学校は、ハラスメントに起因する問題により、不利益な取扱いを受けた学生、職員又は関係者に対し、その回復措置を講じるよう努めなければならない。

第6章 雑則

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント防止・対策に関する必要な事項は、学校防止対策委員会で審議の上、校長が別に定める。

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、事務局総務課で所掌するものとする。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、部科長会の議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規程は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。